

北海道告示第11074号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第14号に掲げる小型さけ・ますはえ縄漁業(太平洋東部海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年6月28日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
小型さけ・ますはえ縄漁業	太平洋海域1区	根室市納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線以南、同線の中心点、北緯43度20分9秒東経145度51分45秒の点、北緯43度19分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度16分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度14分9秒東経145度53分15秒の点、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点を順次に直線により結ぶ線、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点から真方位160度の線以西、十勝川河口中心点から真方位138度50分の線以東のうち、距岸5海里から25海里までの海域。	毎年、9月3日から10月20日まで	24隻	10トン未満	十勝総合振興局、釧路総合振興局又は根室振興局管内に住所を有する者	令和6年6月28日から同年7月29日まで 1. 許可の期間は、令和6年9月3日から令和9年9月2日までとする。 2. 起業の認可の期間は、令和6年9月3日から令和7年9月2日までとする。 3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) シロサケの累計漁獲尾数が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (2) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、次に掲げる港以外に漁獲物又はその製品を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、次に掲げる港以外に漁獲物又はその製品を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、知事に報告しなければならない。 〇〇港、〇〇港 (3) 海中に敷設する漁具の各のしのは、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (4) はえ縄以外の漁具を船内に保持してはならない。 (5) 船内への持込み鉢数は、300鉢以内とする。ただし、一度の投げ縄時における使用漁具数は1鉢(1放)175メートル換算75鉢以内とする。 (6) 操業に関して、知事が必要と認めて指示したときは、これに従わなければならない。 (7) 操業期間中は、漁獲物又はその製品を一度に全量を陸揚げしなければならないものとし、すべて荷受機関の計量を受けなければならない。 (8) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表3で定める1から22までの点を順に結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。 この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。
	太平洋海域2区	根室市納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線以南、同線の中心点、北緯43度20分9秒東経145度51分45秒の点、北緯43度19分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度16分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度14分9秒東経145度53分15秒の点、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点を順次に直線により結ぶ線、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点から真方位160度の線以西、十勝川河口中心点から真方位138度50分の線以東のうち、距岸25海里から30海里までの海域。	毎年、9月3日から9月30日まで				